

第75期

業務報告書

自 令和5年4月1日
至 令和6年3月31日



高松信用金庫

高松信用金庫経営理念

われわれは郷土の
すべての企業に繁栄を
すべての家庭に幸福を
もたらすために奉仕する



行動指針(3つの約束)

- ①「現場主義」：収益力強化とコンプライアンスは車の両輪です
- ②「縦横の連携」：明るく、風通しの良い職場を作ります
- ③「全員経営」：一人ひとりが自ら考え、自ら動きます

事業の概況

当期は、3か年の中期経営計画「支援力の強化と変革への挑戦～たかしんチャレンジ5000～」の最終年度であり、引続き、コロナ禍の影響を受けた中で、物価高や燃料費の高騰など様々な課題に直面している地域経済を支えるための「支援力の強化」と、強固な経営基盤を確立するための「持続可能なビジネスモデルの構築」に向けて前進することの2点を大きな目標として、様々な取組みを行ってまいりました。

「支援力の強化」につきましては、事業者の課題解決や本業支援に注力し、各種補助金申請のサポートやビジネスマッチング等に積極的に取り組むとともに、資金繰り円滑化につきましても柔軟な対応を行ってまいりました。また、「持続可能なビジネスモデルの構築」につきましては、預貸金量は安定的に増加しており、SDGs達成に向けた各種取組み、県内金融機関や地元自治体との連携強化による地域活性化に向けた取組み、効率的な業務運営に向けた施策を実行してまいりました。

令和5年度の決算においては、事業所の資金繰り支援や課題解決などの伴走支援に注力したことにより貸出金残高は増加し、貸出金利息収入は前期比で増加となりました。有価証券残高の増加により有価証券利息配当金についても前期比で増加となりました。

経費面においては、前期に地域への恩返しとして行ったキャンペーン定期預金「春の恵み」による預金利息の増加や、ベースアップによる人件費の増加、取引先への中長期的な支援を継続するために貸倒引当金を積み増しした事などにより前期比で増加しました。

以上の結果、経常収益は前期比753百万円増加の7,373百万円、経常利益は前期比622百万円減少の1,039百万円、当期純利益は前期比658百万円減少の593百万円と増収減益決算となりました。また、本業の収益力を示すコア業務純益は、前期比172百万円減少の1,386百万円となりました。

金融機関の健全性を示す自己資本比率は、前期比0.14ポイント低下の11.35%となりましたが、国内基準の4%は十分満たしております。

信用金庫の原点は、「相互扶助・非営利の理念」です。高松信用金庫は、事業者、個人のお客様に対して親身になって寄り添い、「地域が厳しいときこそ信用金庫の出番である」との気概を持ち、資金繰り支援、経営相談等、地域金融の円滑化に強い決意を持って取り組んでまいります。

令和6年6月

理事長 大橋 和 夫

一年のあゆみ

○「たかしんリーダーズクラブ」の設立と発足式の開催

当金庫は、事業者における経営課題や様々な対応事項等に対し、信用金庫の強みである「Face To Face」を活かし、寄り添った支援を行うために、令和5年4月18日（火）に、「たかしんリーダーズクラブ」を設立いたしました。

令和5年9月13日（水）には発足式を開催し、発足式式典後に南極地域観測隊の元調理隊員である渡貫淳子氏の記念講演も行いました。当日は、会員事業所の代表者や来賓など約140名の皆様にご出席いただきました。



○ボランティア活動の実施 令和5年度河川清掃活動

平成15年度より年3回、香川県と高松市とのパートナーシップ事業を実施しております。令和5年度は、令和5年6月17日（土）、令和5年12月9日（土）、令和6年3月2日（土）に延べ 406名の役職員が、香東川と土器川の河川清掃活動を実施いたしました。



○第14回たかまつしんきんグラウンド・ゴルフ大会の開催

令和5年6月8日(木)、高松市立東部運動公園にて「第14回たかまつしんきんグラウンド・ゴルフ大会」を開催いたしました。大会当日は、420名の皆様が参加され、参加者同士で支援の輪を広



げるとともに、日頃の練習の成果を発揮され、優勝やホールインワンを目指した熱戦が繰り広げられました。

○令和5年度経営者講演会の開催

令和5年11月13日(月)に、レクザムホール大ホールにおいて、アパホテル株式会社 取締役社長 元谷美美子氏を講師にお招きし、「令和5年度高松信用金庫経営者講演会」を開催いたしました。講演会は「私が社長です。」をテーマとし、経営者としての先



見性、独創性、事業における信念の大切さ等についてご講演いただきました。当日は約800名と大勢のお客様にご来場いただき、大盛況で終えることが出来ました。

○第22回たかまつしんきんゲートボール大会の開催

令和5年11月16日(木)に、さぬき空港公園イベント広場にて「第22回たかまつしんきんゲートボール大会」を開催いたしました。14チーム81名の皆様が参加され、参加者同士で交流の輪を広げるとともに、チームが一体となって熱戦が繰り広げられました。



○たかまつしんきんキッズクラブのイベントの開催

当金庫は、①未来の香川を担う若年層(子供達)の健全な育成に貢献すること、②子育て支援を通じ地元香川県の人口減少の克服に取り組むことを理念として、平成28年10月3日(月)に「たかまつしんきんキッズクラブ」を設立いたしました。

令和5年度につきましては、令和5年8月2日(水)に「自衛隊体験&中野うどん学校に入学&四国水族館バックヤード見学!! 夏のうきうき日帰り旅行」、令和6年3月10日(日)に「キッズフリマ第5弾」、



令和6年3月30日(土)に自然豊かな塩江町で「アマゴ掴み体験&ピザ作り体験&内場ダムガイド散策」を実施いたしました。

また、令和5年10月29日(日)には「サンポート高松イベント大募集! 2023」採択事業「サンポートキッズフェスティバル2023 “今日は子供たちのお祭り! みんなでテンションアップ!”」を開催いたしました。各方面で頑張る子供たちに発表の場を提供するとともに、子供たちの育成に関係がある様々なブースをご利用いただきました。

従来のイベント参加者は、「たかまつしんきんキッズクラブ」の会員が中心でしたが、今回は、“オール香川の子供たち”を対象に実施し、当日は秋晴れの中、約6,000名の皆様にご来場いただきました。



○たかしん杉の子会のイベント開催

当金庫は、①未来の香川を担う若年層(若者達)の健全な育成に貢献すること、②若者達に地域の魅力を再発見してもらうことで永住に繋げ、人口減少克服に取り組むこと、③元気な若者の姿を発信することで地域活性化を図り、地方創生に取り組むことを理念として、令和3年4月30日(金)に「たかしん杉の子会」を設立いたしました。

令和5年度においては、令和5年10月14日(土)に「食べて！遊んで！楽しもう！アウトドア健康の旅2023秋」を実施いたしました。令和4年8月24日(水)に「包括連携協定」を締結した琴平町およびまんのう町、そして徳島県三好市でのイベントを通じて、豊かな自然や歴史に触れ、地域の魅力を再発見することができました。



○各市町との「地域活性化を目的とした連携協定」の締結

令和5年10月11日(水)に丸亀市・善通寺市・多度津町、令和6年1月26日(金)に三木町、令和6年2月7日(水)に土庄町・小豆島町と、地域社会および地域経済の活性化、持続的な発展に寄与することを目的に包括連携に関する協定を締結いたしました。当金庫は、地域と連携した地方創生の取組みを一層進めてまいります。



各種サービス・商品のご提供について

○「たかしんSDGs宣言策定サポートサービス」の取扱い開始について

令和4年7月11日(月)より、法人のお客様を対象とした「たかしんSDGs宣言策定サポートサービス」の取扱いを開始いたしました。チェックシートに基づき、SDGsへの取組みに関するヒアリングの評価・フィードバックを行うとともに、SDGs宣言策定の支援や対外的な周知等のサポートを行います。

[illegible]

○LINE公式アカウントの開設

当金庫は、令和5年6月26日(月)に、お客様へ最新情報(重要なお知らせ・キャンペーン情報・イベント情報など)をいち早くお届けするために、LINE上に公式アカウントを開設いたしました。

高松信用金庫

LINE

@275ifetm

友達募集中!!

高松信用金庫
LINE公式アカウント

友だち追加で
簡単にお届け!

- 簡単なお知らせ
- キャンペーン情報
- イベント情報

などをお届けいたします。
ぜひの登録をお待ちしています。

友だち追加方法

① QRコードから友だち追加

LINEアプリの
「友だち追加」より
QRコードを読み
取り追加

② 友だち検索から友だち追加

「友だち」→「一重バー」の
検索窓から検索する
高松信用金庫

③ 検索から友だち追加

の検索窓から
@275ifetm

※LINEは、LINE株式会社（東京都港区）が提供するサービスです。LINEの登録・利用には、LINEのプライバシーポリシー（[http://line-nlp.jp/privacy](#)）に同意する必要があります。LINEの登録・利用には、LINEのサービス利用規約（[http://line-nlp.jp/terms](#)）に同意する必要があります。

高松信用金庫は、LINEのサービスを利用するにあたり、LINEのサービス利用規約（[http://line-nlp.jp/terms](#)）に同意する必要があります。

LINEのサービス利用規約は、LINEのサービス利用規約（[http://line-nlp.jp/terms](#)）に同意する必要があります。

高松信用金庫



○投資信託

現在、「国内債券型」、「外国債券型」、「国内外債券型」、「国内株式型」、「外国株式型」、「国内外株式型」、「国内外バランス型」、「外国バランス型」、「国内不動産投信型」、「外国不動産投信型」、「国内外不動産投信型」、「国内外商品型」で合計85商品の取扱いをしており、幅広いお客様のニーズに対応しております。



< 2024年1月からの新規導入ファンド (10商品) の抜粋 >

○たかしん投信インターネットサービス

令和3年5月6日 (木) より個人のお客様を対象とした「たかしん投信インターネットサービス」をお取扱いしております。お客様のスマホ・パソコンより投資信託のお取引、投資信託の照会サービス等をご利用いただけます。

○第5回たかしんSDGs応援定期預金「共助」

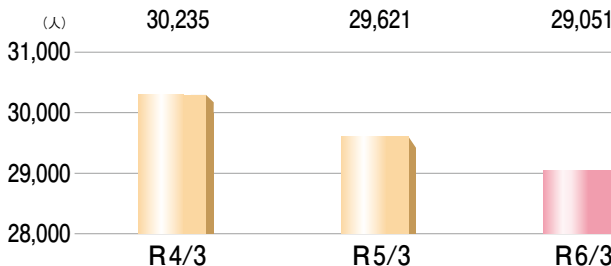
令和5年10月2日 (月) から令和5年12月20日 (水) までの期間、個人のお客様を対象とした「第5回たかしんSDGs応援定期預金『共助』」をお取扱いいたしました。当金庫から本定期預金契約総額の0.01% (50万円) を社会福祉法人香川県社会福祉協議会を通じて、令和6年2月13日 (火) に権利擁護・成年後見支援センターへ寄附いたしました。



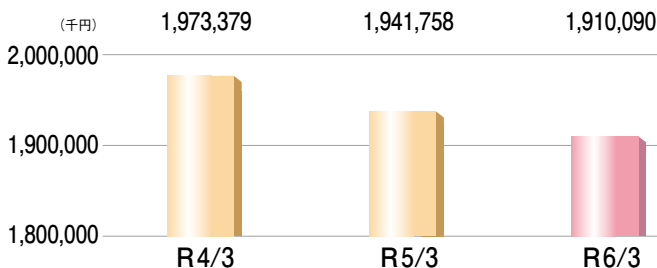
過去3年のあゆみ

令和3年度 令和4年度 令和5年度

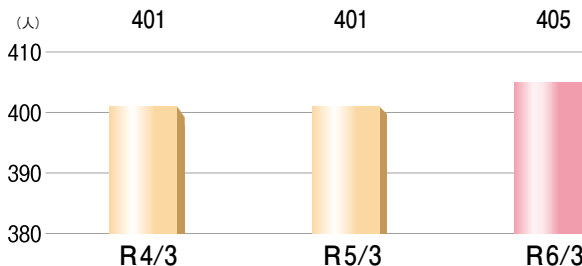
会 員 数



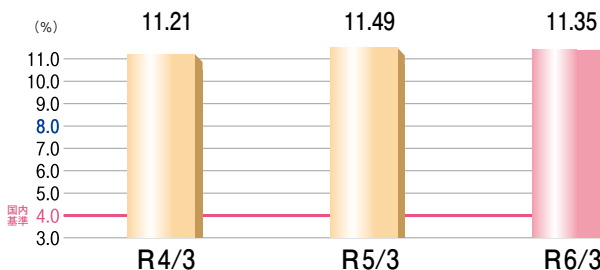
出 資 金



常勤役職員数



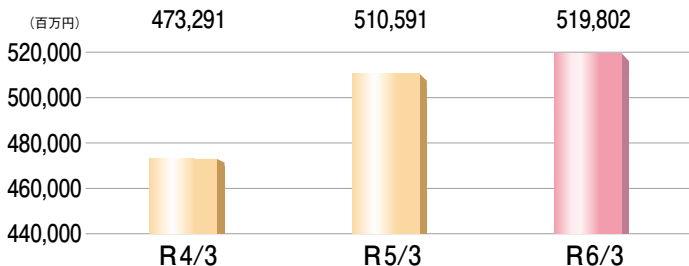
自己資本比率の推移



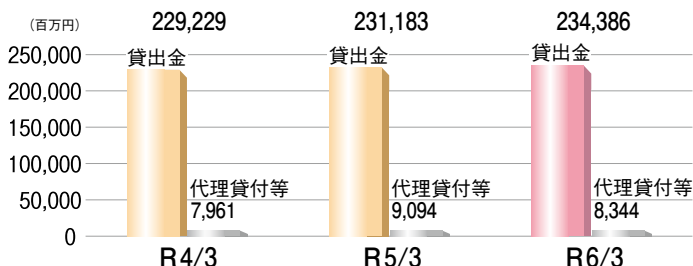
預金・貸出金の推移

令和3年度 令和4年度 令和5年度

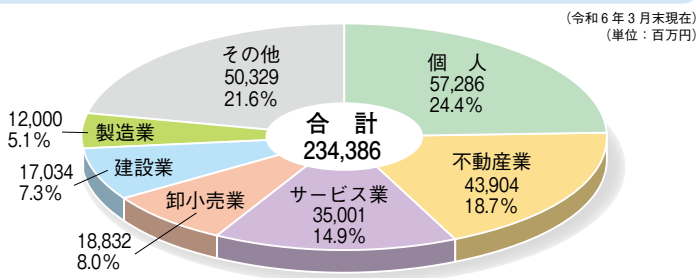
預金の推移



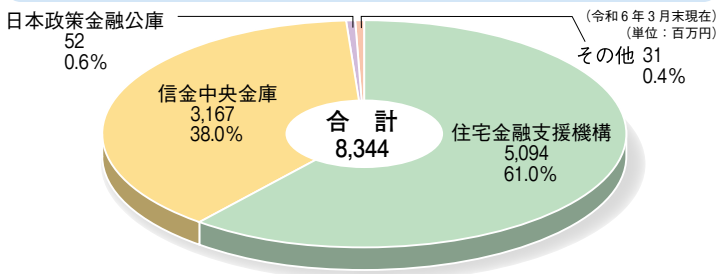
貸出金・代理貸付等の推移



貸出金の業種別内訳



代理貸付等の内訳



信用金庫法開示債権及び 金融再生法開示債権の状況

当金庫の経営の健全性をご理解いただくため、信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の状況を分かりやすく開示することに努めています。

◎信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権

(単位：百万円)

区 分	令和6年3月末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額(A)	2,765
危険債権額(B)	9,950
合 計 (C) = (A) + (B)	12,716
担保・保証等による回収見込額(D)	8,205
回収に懸念がある債権額(E) = (C) - (D)	4,511
個別貸倒引当金(F)	3,869
回収困難と思われる不良債権額(G) = (E) - (F)	641

(注)「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。「担保・保証等による回収見込額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」に対して、「個別貸倒引当金」で合計3,869百万円引き当てています。

(単位：百万円)

区 分	令和6年3月末
三月以上延滞債権額(H)	—

(注)「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。上記に対する「担保・保証等による回収見込額」は100百万円となっています。

(単位：百万円)

区 分	令和6年3月末
貸出条件緩和債権額(I)	444

(注)「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。上記に対する「担保・保証等による回収見込額」は352百万円、「貸倒引当金」は30百万円となっています。

* 三月以上延滞債権額、貸出条件緩和債権額を含む要管理先に対する一般貸倒引当金は30百万円となっていますが、貸借対照表の一般貸倒引当金残高の534百万円より少なくなっています。その差額504百万円は、正常先、その他要注意先の一般貸倒引当金であり、信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権に充当できます。

(単位：百万円)

区 分	令和6年3月末
正 常 債 権 額 (J)	225,582

(注)「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題ないものとして、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当しない債権です。

(単位：百万円)

区 分	令和6年3月末
総 与 信 額 (K) = (A) + (B) + (H) + (I) + (J)	238,743

◎信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権に対する備え

(単位：百万円)

信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権総額	13,160
担保・保証等による回収見込額	8,558
貸 倒 引 当 金	3,900
差 引 未 カ バ ー 額	702

*未カバー部分については、純資産(出資金、準備金、剰余金等)総額24,297百万円で備えは万全の対応となっています。

貸借対照表

第75期 令和6年3月31日現在（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金	3,407	預金	519,802
預け金	152,642	当座預金	7,548
買入金銭債権	2,808	普通預金	229,708
金銭の信託	1,000	貯蓄預金	1,257
有価証券	194,333	通知預金	841
国債	22,941	定期預金	260,548
地方債	9,653	定期積金	13,242
社債	81,663	その他の預金	6,656
株式	6,030	借入金	34,555
その他の証券	74,044	借入金	34,555
貸出金	234,386	債券貸借取引受入担保金	12,716
割引手形	939	その他の負債	1,346
手形貸付	10,886	未決済為替借	217
証書貸付	209,228	未払費用	273
当座貸越	13,332	給付補填備金	5
その他の資産	3,922	未払法人税等	285
未決済為替貸	157	前受収益	19
信金中金出資金	2,954	払戻未済金	31
前払費用	26	払戻未済持分	23
未収収益	690	職員預り金	315
その他の資産	93	金融派生商品	1
有形固定資産	5,012	リース債務	0
建物	1,725	資産除去債務	80
土地	2,623	その他の負債	94
リース資産	0	賞与引当金	113
その他の有形固定資産	663	退職給付引当金	1,043
無形固定資産	110	役員退職慰労引当金	118
ソフトウェア	87	再評価に係る繰延税金負債	302
その他の無形固定資産	22	債務保証	3,304
前払年金費用	69	負債の部合計	573,303
繰延税金資産	1,256	(純資産の部)	
債務保証見返	3,304	出資金	1,910
貸倒引当金	△ 4,653	普通出資金	1,910
(うち個別貸倒引当金)	(△ 4,119)	利益剰余金	23,960
		利益準備金	1,941
		その他利益剰余金	22,019
		特別積立金	21,400
		当期末処分剰余金	619
		処分未済持分	△ 0
		会員勘定合計	25,870
		その他有価証券評価差額金	△ 2,097
		土地再評価差額金	524
		評価・換算差額等合計	△ 1,572
		純資産の部合計	24,297
資産の部合計	597,601	負債及び純資産の部合計	597,601

(注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 23年～47年

その他 3年～20年

4. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（主として3年～5年）に基づいて償却しております。

5. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、零としております。

6. 外貨建資産は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。日本公認会計士協会 銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（令和4年4月14日）に規定する正常先債権及び要注意先債権（要管理先債権除く）に相当する債権については、今後1年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。要管理先債権に相当する債権については、今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積った上で、当該キャッシュ・フローの金額と債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収見込額を控除した残額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー控除法）により計上しております。破綻懸念先に相当する債権については、今後の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における平均値に基づく損失率に将来見込み等必要な修正を加えた損失率を債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収見込額を控除した残額に對し乗じて計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

また、破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者と与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署及び融資部が資産査定を実施し、その査定結果に基づいて上記の引当を行っており、当該部署から独立した監査部が査定結果及び引当を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は324百万円であります。

8. 賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

9. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過 去 勤 務 費 用：その発生日の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数

（10年）による定額法により費用処理

数理計算上の差異：その発生日の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数

（10年）による定額法により翌事業年度から費用処理

また、当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

① 制度全体の積立状況に関する事項（令和5年3月31日現在）

年金資産の額	1,680,937百万円
年金財政計算上の数理債務の額と	
最低責任準備金の額との合計額	1,770,192百万円
差引額	△ 89,255百万円

② 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合（令和5年3月31日現在）

0.3717%

③ 補足説明

上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高147,969百万円及び別途積立金58,714百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0ヵ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の計算書類上、当該償却に充てられる特別掛金71百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乘じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

10. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

11. 役務取引等収益は、役務提供の対価として収受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から収受する受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものであります。

為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時期に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。

12. 消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

13. 会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金 4,653百万円

貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として7.に記載しております。

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

14. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額8百万円

15. 子会社等の株式の総額0百万円

16. 有形固定資産の減価償却累計額7,174百万円

17. 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるものであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	2,765百万円
危険債権額	9,950百万円
三月以上延滞債権額	- 百万円
貸出条件緩和債権額	444百万円
合計額	13,160百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権

並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

18. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は939百万円であります。
19. 担保に供している資産は、次のとおりであります。

担保に供している資産

預け金	11,000百万円
有価証券	53,248百万円
担保資産に対応する債務	
借入金	34,548百万円
債券貸借取引受入担保金	12,716百万円

上記のほか、日本銀行金融ネットワークシステムの担保として日本銀行へ有価証券を291百万円、当座借越契約の担保及び為替決済保証金として信金中金へ預け金（信金中金定期預金）を13,000百万円差し入れております。

20. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成14年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める路線価に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 1,303百万円

21. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当金庫の保証債務の額は860百万円であります。

22. 出資1口当たりの純資産額6,362円71銭

23. 金融商品の状況に関する事項

- (1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。

- (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

外貨建有価証券については、為替の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

- (3) 金融商品に係るリスク管理体制

- ① 信用リスクの管理

当金庫は、ローン事業に関する管理規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に経営陣が参加する融資委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。

有価証券の発行体の信用リスクは、総合企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

- ② 市場リスクの管理

- (i) 金利リスクの管理

当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

ALMに関する規則において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には総合企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、半期ベースで理事会に報告しております。

(ii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、ALM委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、市場リスク管理規程に従って行われております。

このうち、資金運用部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

これらの情報は資金運用部を通じ、理事会及び資金運用委員会において定期的に報告されております。

(iii) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫では、「有価証券」（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く。）、「貸出金」、「預金積金」、「預け金」等の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当金庫のVaRは分散共分散法（保有期間6ヵ月、信頼区間99%、観測期間5年）により算出しており、令和6年3月31日（当事業年度の決算日）現在で当金庫の市場リスク量（損失額の推計値）は、10,375百万円です。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

24. 金融商品の時価等に関する事項

令和6年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の評価技法（算定方法）については（注1）参照）。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（（注2）参照）。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表		
	計上額	時価	差額
①預け金	152,642	152,851	208
②有価証券	194,145	194,148	3
満期保有目的の債券	5,189	5,192	3
その他有価証券（*1）	188,955	188,955	-
③貸出金（*2）	234,386		
貸倒引当金（*3）	△4,069		
貸出金計	230,317	230,930	613
金融資産計	577,105	577,931	825
①預金積金	519,802	520,749	947
②借入金	34,555	34,646	91
③債券貸借取引受入担保金	12,716	12,716	-
金融負債計	567,074	568,113	1,038

（*1）その他有価証券には、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和3年6月17日）第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

（*2）貸出金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

（*3）貸出金に対応する個別貸倒引当金を控除しております。

（注1）金融商品の時価等の評価技法（算定方法）

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された

価格によっております。投資信託は取引所の価格又は公表されている基準価額によっております。

自金庫保証付私募債は、同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、25.から27.に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の方法により算出し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

- ① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。）の合計額から貸出金に対応する個別貸倒引当金を控除した価額
- ② ①以外のうち、残存期間が短期間のものや変動金利によるもの等は貸出金計上額
- ③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、変動金利定期預金は、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 借入金

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(3) 債券貸借取引受入担保金

債券貸借取引受入担保金は、約定期間が短期間であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額
子会社等株式（*1）	0
非上場株式（*1）	40
信金中央金庫出資金（*1）	2,954
投資事業組合出資金（*2）	146
合 計	3,142

(*1) 子会社等株式、非上場株式（時価のあるものは除く。）及び信金中央金庫出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和3年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預け金（*1）	58,642	51,000	21,000	22,000
有価証券	14,943	58,273	52,680	45,196
満期保有目的の債券	35	141	2,264	2,749
その他有価証券のうち満期があるもの	14,907	58,132	50,416	42,447
貸出金（*2）	35,398	79,180	58,357	45,233
合 計	108,983	188,453	132,038	112,430

(*1) 預け金のうち、要求払預け金は「1年以内」に含めております。

(*2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定金額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金積金(*)	449,948	69,832	10	10
借入金	1,056	29,880	1,873	1,745
債券貸借取引受入担保金	12,716	—	—	—
合 計	463,720	99,713	1,883	1,755

(*) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

25. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

(1) 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(時価が貸借対照表計上額を超えるもの)			
国債	867	873	5
地方債	1,399	1,404	5
社債	293	295	2
外国証券	200	202	2
小 計	2,760	2,775	15
(時価が貸借対照表計上額を超えないもの)			
国債	702	702	△ 0
地方債	600	596	△ 4
社債	1,126	1,118	△ 8
外国証券	—	—	—
小 計	2,429	2,416	△ 12
合 計	5,189	5,192	3

(2) その他有価証券

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	取得原価	差 額
(貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの)			
株式	5,960	3,291	2,668
債券	44,533	43,752	781
国債	5,105	4,989	116
地方債	4,962	4,879	82
社債	21,267	21,069	198
外国証券	13,197	12,814	383
その他	10,663	9,693	970
小 計	61,157	56,737	4,420
(貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの)			
株式	28	32	△ 4
債券	108,574	113,429	△ 4,855
国債	16,265	18,109	△ 1,844
地方債	2,692	2,842	△ 150
社債	58,975	60,916	△ 1,940
外国証券	30,640	31,561	△ 920
その他	19,195	21,667	△ 2,471
小 計	127,798	135,129	△ 7,331
合 計	188,955	191,867	△ 2,911

(注) 上記の評価差額から繰延税金資産814百万円を差し引いた額△2,097百万円が「その他有価証券評価差額金」として計上されています。

26. 当事業年度中に売却したその他有価証券

	売 却 額	売却益の合計額	(単位：百万円) 売却損の合計額
株式	1,258	856	－
債券	1,082	－	110
国債	690	－	100
地方債	－	－	－
社債	194	－	8
外国証券	198	－	1
その他	2,018	18	191
合 計	4,358	875	302

27. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く。）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、期末日における時価が取得価額に比べ50%以上下落した場合、又は期末日における時価が取得価額に比べ30%以上50%未満下落した場合で、①過去1年間に一度も時価下落率が30%未満にならなかった場合（なお、債券の場合は、単に一般市場金利の大幅な上昇によって時価が著しく下落した場合であっても、いずれ時価の下落が解消すると見込まれるときは、回復する可能性があるものと認められるが、格付けの著しい低下があった場合や、債券の発行会社が債務超過や連続して赤字決算の状態にある場合など、信用リスクの増大に起因して時価が著しく下落した場合には、通常は回復する見込みがあるとは認められない。）②発行会社が債務超過の状態にある場合、あるいは2期連続で当期損失を計上しており、翌期も当期損失計上が予想される場合であります。

28. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は92,109百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが24,567百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

29. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度額超過額	1,106	百万円
退職給付引当金損金算入限度額超過額	288	
減価償却費損金算入限度額超過額	94	
固定資産減損	224	
賞与引当金	31	
有価証券減損	7	
その他有価証券評価差額金	814	
その他	274	
繰延税金資産小計	2,841	
評価性引当額	△1,563	
繰延税金資産合計	1,278	
繰延税金負債		
建物（資産除去費用）	2	
その他	19	
繰延税金負債合計	22	
繰延税金資産の純額	1,256	

損益計算書

第75期（令和5年4月1日から
令和6年3月31日まで）
（単位：千円）

科 目					金 額	
経 常 収 益						7, 373, 348
資 金 運 用 収 益					5, 697, 661	
貸 出 金 利 息					3, 153, 572	
預 け 証 金 利 息 配 当					449, 221	
そ の 他 の 受 入 利 息					2, 026, 923	
役 務 取 引 等 収 益					67, 944	
受 入 為 替 手 数 料					758, 464	
そ の 他 の 役 務 収 益					195, 675	
そ の 他 の 業 務 収 益					562, 788	
国 債 等 債 券 売 却 益					55, 656	
そ の 他 の 業 務 収 益					18, 227	
そ の 他 の 経 常 収 益					37, 428	
償 却 債 権 取 立 益					861, 567	
株 式 等 売 却 益					595	
金 銭 の 信 託 運 用 益					857, 210	
そ の 他 の 経 常 収 益					3, 019	
					742	
経 常 費 用						6, 333, 421
資 金 調 達 費 用					278, 758	
預 金 利 息 額 入					216, 089	
給 付 補 填 備 金 繰 入					3, 280	
借 入 金 利 息					56, 145	
そ の 他 の 支 払 利 息					1, 531	
役 務 取 引 等 費 用					1, 710	
支 払 為 替 手 数 料					510, 723	
そ の 他 の 役 務 費 用					57, 674	
そ の 他 の 業 務 費 用					453, 049	
国 債 等 債 券 売 却 損					307, 971	
国 債 等 債 券 償 還 損					291, 627	
金 融 派 生 商 品 費 用					15, 083	
そ の 他 の 業 務 費 用					245	
経 費 用					1, 014	
人 物 税 費					4, 355, 985	
そ の 他 の 経 常 費 用					2, 817, 895	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額					1, 346, 241	
貸 出 金 償 却 損					191, 847	
株 式 等 売 却 損					879, 983	
そ の 他 の 経 常 費 用					772, 519	
					5, 377	
					62, 328	
					1, 827	
					37, 929	
経 常 利 益						1, 039, 926
特 別 損 失						7, 910
固 定 資 産 処 分 損 失					4, 151	
減 損 損 失					3, 758	
税 引 前 当 期 純 利 益						1, 032, 016
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税					424, 302	
法 人 税 等 調 整 額					14, 426	
法 人 税 等 合 計						438, 728
当 期 純 利 益						593, 288
繰 越 金 （ 当 期 首 残 高 ）						25, 883
当 期 未 処 分 剰 余 金						619, 171

(注) 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 子会社等との取引による費用総額30,459千円
3. 出資1口当たり当期純利益金額153円44銭
4. 当事業年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。
（単位：千円）

場 所	用 途	種 類	減損損失
香川県 1ヶ所	遊休資産	土 地	3, 758

資産のグルーピングについては、管理会計上の最小区分である営業店単位（ただし、衛星店舗等は母店と一つのグルーピング）、遊休資産・賃貸資産については、各々1つの単位としております。本部、厚生施設等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。継続的な地価の下落等により、上記資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額3,758千円を「減損損失」として特別損失に計上しております。

なお、当事業年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、土地の正味売却価額は路線価に基づいて奥行価格補正等の合理的な調整を行って算出しております。

剰余金処分計算書

第75期 { 令和5年4月1日から
令和6年3月31日まで }

科 目	金 額
当 期 未 処 分 剰 余 金	619,171,687円
積 立 金 取 崩 額	31,668,500
利益準備金限度超過取崩額	31,668,500
剰 余 金 処 分 額	618,201,605
普通出資に対する配当金	(年2%) 38,201,605
特 別 積 立 金	580,000,000
繰 越 金 (当 期 末 残 高)	32,638,582

役 員

(令和6年6月24日現在)

理 事 長	大 橋 和 夫	理 事	木野戸 秀 行
専務理事	高 田 正 博	理 事	丹 生 兼 宏
常務理事	橋 本 建 造	理 事	神 原 文 弘
常勤理事	山 下 登志男	監 事	楠 瀬 正 司
常勤理事	長 井 政 成	監 事	岡 薫
常勤理事	青 井 敏 文		
常勤理事	脇 谷 直 樹		
常勤監事	豊 田 修		

ATM・CDのご案内



高松信用金庫のATMは稼働時間中いつでも入出金手数料無料

高松信用金庫のATMは、24時間年中無休で稼働しています。
このATMは、無料の対象です!!

このATMは、時間外入出金手数料無料です!!

高松信用金庫



しんきんのキャッシュカードなら
全国のしんきんATMで
お引き出し お預かり入れ
手数料 0円

▶ 店舗外当金庫設置ATM (時間外入出金手数料無料)

店舗外ATM	所在地
高松市役所	高松市番町1-8-15
宮脇出張所	高松市宮脇町1丁目35-6
イオン高松東店	高松市福岡町3-379-2
ゆめタウン高松	高松市三条町字中所608-1
J R 高松駅	高松市浜ノ町1-243 2F
イオンモール高松	高松市香西本町1-1
マルナカ国分寺店	高松市国分寺町新居1080-1
フジグラン十川	高松市十川東町55-1
道の駅・香南楽湯	高松市香南町横井997-2
鴨川出張所	坂出市府中町6069-10
ゆめタウン丸亀	丸亀市新田町150
フジ志度店	さぬき市志度2431-1
ベルシティ	木田郡三木町鹿伏310
イオンモール綾川	綾歌郡綾川町萱原822-1

▶ 他行設置共同ATM・CD (無料対象外)

店舗外ATM・CD	所在地
高松市役所	高松市番町1-8-15
三越高松店	高松市内町7-1
香川県立中央病院	高松市朝日町1-2-1
香川県庁	高松市番町4-1-10
マルナカ仏生山店	高松市仏生山町甲415-4
高松市立みんなの病院	高松市仏生山町甲847-1
D C M 川島店	高松市川島東町504
パワーシティ屋島	高松市屋島西町字百石1912-1
マルナカ木太店	高松市木太町1682-1
パワーシティレインボー店	高松市多肥下町1552-17
ウイングポート	高松市香川町大野917-1
マルナカ八栗店	高松市牟礼町牟礼2615-1
マルナカ飯山店	丸亀市飯山町東坂元字秋常127-1
フジグラン丸亀	丸亀市川西町南1280-1
マルナカ土器店	丸亀市土器町東4丁目788
イオンタウン宇多津	綾歌郡宇多津町浜二番丁16
イオンタウン多度津	仲多度郡多度津町北鴨2-10-1
マルナカ新土庄店	小豆郡土庄町字半の池甲1360-71

令和6年6月1日現在

店 舗 の ご 案 内

店 舗 名	所 在 地	電 話
本店営業部	〒760-0052 高松市瓦町1丁目9-2	☎ 087-836-3011
栗林支店	〒760-0073 高松市栗林町1丁目7-17	☎ 087-831-1641
西通町支店	〒760-0013 高松市扇町1丁目25-57	☎ 087-851-0105
八本松支店	〒760-0018 高松市天神前6-21	☎ 087-831-1658
片原町支店	〒760-0040 高松市片原町5-6	☎ 087-851-0058
花園支店	〒760-0063 高松市多賀町2丁目19-10	☎ 087-831-1851
屋島支店	〒761-0104 高松市高松町3008-2	☎ 087-841-9181
木太支店	〒760-0080 高松市木太町1842-2	☎ 087-862-8723
元山支店	〒761-0311 高松市元山町948-2	☎ 087-866-3111
レインボー支店	〒760-0079 高松市松縄町1118-4	☎ 087-867-0111
弦打支店	〒761-8032 高松市鶴市町2001-12	☎ 087-882-8828
仏生山支店	〒761-8078 高松市仏生山町甲505-7	☎ 087-888-0033
一宮支店	〒761-8084 高松市一宮町328-5	☎ 087-885-3121
太田支店	〒761-8074 高松市太田上町798-3	☎ 087-866-8598
空港口支店	〒761-1706 高松市香川町川東上1806-5	☎ 087-879-1211
国分寺支店	〒769-0104 高松市国分寺町新名440-11	☎ 087-875-0001
坂出支店	〒762-0044 坂出市本町3丁目6-14	☎ 0877-46-4459
坂出東支店	〒762-0001 坂出市京町2丁目5-29	☎ 0877-46-2334
宇多津支店	〒769-0210 綾歌郡宇多津町1898-3	☎ 0877-49-2270
丸亀城西支店	〒763-0034 丸亀市大手町3丁目3-21	☎ 0877-25-5300
丸亀支店	〒763-0082 丸亀市土器町東8丁目3 *2024年7月8日(月)から「丸亀城西支店」内に移転	☎ 0877-24-1234
丸亀南支店	〒763-0093 丸亀市郡家町2608-5	☎ 0877-58-2811
善通寺支店	〒765-0011 善通寺市上吉田町3-3-13	☎ 0877-62-0568
琴平支店	〒766-0002 仲多度郡琴平町163-26	☎ 0877-73-2525
多度津支店	〒764-0016 仲多度郡多度津町東浜4-8	☎ 0877-33-1313
高瀬支店	〒767-0002 三豊市高瀬町新名956-1	☎ 0875-72-6560
観音寺支店	〒768-0067 観音寺市坂本町6丁目3-18	☎ 0875-23-2552
志度支店	〒769-2101 さぬき市志度895	☎ 087-894-1781
三本松支店	〒769-2601 東かがわ市三本松609-1	☎ 0879-25-7111
三木支店	〒761-0702 木田郡三木町平木茶園22-2	☎ 087-898-1221
土庄支店	〒761-4121 小豆郡土庄町湊崎甲1387-5	☎ 0879-62-1244